

令和6年度 耐震化促進事業のご案内

「建築物耐震診断事業」

一戸建ての木造住宅以外の建築物について、耐震診断に要する経費の一部を補助します

補助の主な条件

次の①～④のすべてに該当する建築物の所有者（分譲マンションにあっては、管理組合又は管理組合法人）が対象となります。

- ① 昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法による一戸建ての木造住宅（店舗等の用途を兼ねる木造住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。）以外の建築物
- ② 国土交通大臣等の特別な認定を受けていない構造の建築物
- ③ 平成18年国土交通省告示第184号の別添の指針に基づき耐震診断が実施される建築物
- ④ 別表1に掲げる建築物以外の建築物については、耐震診断等の結果（判定）が一般社団法人岐阜県建築士事務所協会の耐震評価委員会又は岐阜県知事の認めた専門機関に諮られたものであること

《別表1》

構 造	規模・階数・用途
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造	次のいずれかに該当する建築物 ・ 延べ面積：1,000㎡以下 ・ 地上階数：2以下 ・ 一戸建て住宅
木 造	次の全てに該当する建築物 ・ 延べ面積：1,000㎡以下（平屋建てを除く） ・ 高 　　さ：13m以下 ・ 軒の高さ：9m以下 ・ 階 　　数：2以下



補助の内容

耐震診断に要する費用（補助対象経費）の3分の2以内の額を補助します。また、補助対象経費は別表2に掲げる基準に従い算出した費用となります。

《別表2》

助成対象建築物	助成対象経費の限度額
一戸建ての住宅	136,000円／戸以内
一戸建ての住宅以外の建築物で延べ床面積1,000㎡以内の部分	3,670円／㎡以内
一戸建ての住宅以外の建築物で延べ床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分	1,570円／㎡以内
一戸建ての住宅以外の建築物で延べ床面積2,000㎡を超える部分	1,050円／㎡以内

- 申込期限は、令和6年11月29日（金）まで（令和7年1月31日（金）までに事業が完了するものに限る）
ただし、予算が無くなり次第、受付は終了させていただきます。

※**代理受領制度**とは…本制度を利用すれば耐震診断にかかる経費から補助金額を差し引いた金額のみを用意すればよくなり、申請者は当初の費用負担が軽減されます。（ただし、制度利用にあたっては諸条件があります）

上記以外にも詳細な条件等がございますので、詳しくは下記の間合せ先までお問い合わせください。

申込み先・問合せ先

多治見市役所（本庁舎）3階 都市計画部 開発指導課 窓口

電話：（0572）22-1336（ダイヤルイン） 建築指導グループ 磯部、山田

ホームページ：http://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/kaihatsu/taishinka/

